

第4編

原子力災害対策計画編

目 次

第1章 総 則	1
第1節 計画の目的	1
第2節 計画の性格	1
1 城里町の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画	1
2 町地域防災計画におけるほかの災害対策との関係	1
第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	2
1 城里町	2
2 茨城県	2
3 指定地方行政機関	3
4 自衛隊	5
5 指定公共機関	5
6 指定地方公共機関	7
7 公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者	7
第4節 計画の対象となる範囲及び対応	9
1 原災法対象事業所及び所在・関係周辺市町村の範囲	9
2 計画における対応	9
第5節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施	11
1 原子力施設等の状態に応じた防護措置の準備及び実施	11
2 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施	11
第6節 施設敷地緊急事態等に該当しない事故への対応	12
1 対応	12
2 広報	12
第2章 原子力災害事前対策	13
第1節 原子力施設の安全確保の基本方針	13
1 原子力事業者	13
2 県	13
3 町	13
第2節 原子力事業者における防災体制の確立等	14
1 町と原子力事業者の連携	14
2 原子力事業者との防災業務計画に関する協議及び防災要員の現況等に関する届出の受理	14
第3節 国・県及び関係機関等との連携	15
1 茨城県原子力防災連絡協議会の活用	15
第4節 災害応急体制及び設備の整備	15
1 町の活動体制の整備	15
2 広域的応援体制	16
3 長期化に備えた動員体制の整備	16
第5節 情報の収集・連絡体制等の整備	17
1 情報の収集・連絡体制の整備	17
2 情報の分析整理	18

3	通信手段の確保	18
第6節	情報伝達・住民広報体制の確立	20
1	情報伝達・住民広報の手段の整備	20
2	住民等への的確な情報伝達体制の整備	20
第7節	環境放射線の監視	21
1	平常時からの監視の実施	21
2	モニタリング設備の維持	21
第8節	避難計画等の整備	21
1	避難計画の作成	21
2	避難所等の整備	21
3	学校等施設における避難計画の整備	22
4	不特定多数の者が利用する施設における避難計画の整備	22
5	住民等の避難状況確認体制の整備	22
6	避難所・避難方法等の周知	22
第9節	要配慮者への対応	23
1	要配慮者に対する防災体制の整備	23
2	要配慮者に配慮した情報伝達体制の確立	23
3	防災知識の普及	23
第10節	防災関係資機材の整備	24
1	救助・救急活動用資機材の整備	24
2	防災関係資機材の維持管理	24
3	防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備	24
第11節	物資の調達、供給活動	24
第12節	緊急輸送活動体制の整備	24
第13節	緊急被ばく医療体制等の確立	25
1	関係機関の協力の確保	25
2	安定ヨウ素剤の配布・服用	25
3	救命の優先等	25
第14節	教育及び防災訓練等の実施	26
1	防災業務関係者等の研修	26
2	訓練計画の策定	26
3	実践的な訓練の実施と事後評価	27
4	自主防災組織等の育成	27
第15節	住民に対する防災知識の普及	28
第16節	行政機関の業務継続計画の策定	28
第3章	緊急事態応急対策	29
第1節	事故発生時における連絡及び初期活動	29
1	事故発生時の通報連絡：(茨城県地域防災計画)	29
2	事故発生時の広報	29
3	防災関係機関相互の連携	30

4	通信連絡の方法	30
5	町の活動体制	30
6	初期活動	30
第2節	施設敷地緊急事態発生時における連絡	32
1	原子力事業者が行う通報：(茨城県地域防災計画)	32
2	放射線監視における異常検知時に知事が行う連絡	32
3	通信連絡の方法	32
4	町の対応	32
第3節	城里町災害対策本部の設置(初動対応)	34
1	事故発生時における町の体制及び職員の配備体制区分の基準及び内容	34
2	職員の動員配備体制の決定	35
3	町災害警戒本部の設置基準	35
4	町災害警戒本部設置の決定	35
5	町災害警戒本部の組織及び所掌事務	35
6	町災害対策本部の設置基準	35
7	町災害対策本部設置の決定	36
8	町災害対策本部の組織及び所掌事務	36
9	町災害対策本部の廃止基準	36
第4節	事故発生事業所の原子力防災要員等の派遣	37
1	原子力防災要員等の派遣	37
第5節	関係機関等への協力要請	38
1	防災関係機関等への協力要請	38
2	自衛隊の派遣要請等	38
3	広域的な応援要請	38
第6節	広報	39
1	広報の基本方針	39
2	町の行う広報	39
3	事故の各段階に応じた広報	40
第7節	避難・屋内退避等	41
1	避難・屋内退避等の基準	41
2	避難・屋内退避等の防護活動の実施	41
3	避難・屋内退避等の実施方法	42
4	避難所の開設・運営等	43
5	避難の際の住民に対する避難退域時検査の実施	43
6	安定ヨウ素剤の予防服用	43
7	学校等施設における避難措置	44
8	不特定多数の者が利用する施設における避難措置	44
9	飲食物、生活必需品等の供給	44
10	交通規制・警備等	44
11	治安の確保	44
第8節	要配慮者対応	45
1	広報	45

2	避難・屋内退避等	45
第9節	緊急輸送	46
1	緊急輸送の順位	46
2	緊急輸送の範囲	46
3	緊急輸送体制の確立	46
4	緊急輸送のための交通確保	47
第10節	緊急被ばく医療	48
1	緊急被ばく医療の体制	48
2	医療措置	48
3	安定ヨウ素剤の取扱い	48
第11節	飲食物等に関する措置	49
1	暫定飲食物摂取制限	49
2	飲食物等の摂取制限	49
第12節	防災業務関係者の防護対策	50
1	防災業務関係者の安全確保	50
2	防護対策	50
3	防災業務関係者の放射線防護	50
第13節	行政機関の退避	51
第4章	原子力災害中長期対策	53
第1節	放射性物質の除去等	53
第2節	各種規制措置の解除	53
第3節	広報	53
第4節	被害状況の調査等	54
1	住民の登録	54
2	被害調査	54
3	汚染状況図の作成等	54
4	被災者の生活の支援	54
第5節	住民等の健康影響調査等の実施	55
1	健康影響調査・健康相談	55
第6節	事故発生事業所の原子力防災要員の派遣等	55
第7節	物価の監視	55

第1章 総 則

第1章 総 則

第1節 計画の目的

この計画は「災害対策基本法」（昭和36年法律第223号）及び「原子力災害対策特別措置法」（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）に基づき、原子力事業者の原子炉の運転等（加工、原子炉、貯蔵、再処理、廃棄、使用（保安規定を定める施設））により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な防災対策に関し、国（指定地方行政機関を含む。）、県、町、指定公共機関及び指定地方公共機関等の防災関係機関が、必要な体制を確立するとともに、防災に関してとるべき措置を定め、そのもてる機能を有効に発揮して、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行により、住民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の性格

1 城里町の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画

この計画は、城里町の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画原子力災害対策編及び県の地域防災計画原子力災害対策編に基づいて作成したものであって、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災業務計画と抵触することがないように、緊密に連携を図った上で作成されたものである。

町等関係機関は、想定される全ての事態に対して対応できるよう対策を講じることとし、たとえ不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備するものとする。

2 町地域防災計画におけるほかの災害対策との関係

この計画は、「城里町地域防災計画」の「原子力災害対策計画編」として定めるものであるが、放射性物質の事業所外運搬中において放射性物質又は放射線が異常な水準で輸送容器外へ放出されることによる原子力災害に関しては、「城里町地域防災計画」の「危険物等災害対策計画」により対応するものとし、この計画に定めのない事項に関しては「城里町地域防災計画（風水害対策計画編）」により対応するものとする。

第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

原子力防災対策に関し、町は、県等と調整を図りながら、職員の教育・訓練、設備・資機材の整備等により各機関自らの事務又は業務を処理するために必要な体制を平常時から整備しておくほか、概ね次の事務又は業務を処理するものとする。

1 城里町

(1) 城里町役場

- ア 地域防災計画（原子力災害対策計画編）の作成及び修正
- イ 災害状況等の把握及び関係機関への通報連絡
- ウ 消防対策
- エ 町災害対策本部の設置・解散
- オ ボランティアの受入れ
- カ 住民に対する広報及び情報伝達
- キ 住民の避難・屋内退避等、救助及び立入制限
- ク 緊急被ばく医療措置への協力
- ケ 被ばく者、一般傷病者の救急搬送
- コ 飲食物の摂取制限等
- サ 緊急輸送及び必要物資の調達・供給
- シ 環境中の放射性物質の除去等
- ス 各種制限措置の解除
- セ 被害状況の調査及び被災者の生活の支援
- ソ 県の行う原子力防災対策に対する協力

(2) 城里町教育委員会

- ア 幼児、児童、生徒への防災知識の普及
- イ 幼児、児童、生徒の避難・屋内退避等の実施
- ウ 避難・屋内退避等に係る学校施設の使用への協力

2 茨城県

(1) 茨城県

- ア 地域防災計画（原子力災害対策計画編）の作成及び修正
- イ 環境放射線の監視
- ウ 災害状況等の把握及び関係機関への通報連絡
- エ 県災害対策本部等の設置・解散
- オ 自衛隊・国の専門家等の派遣要請、受入れ
- カ 所在・関係周辺市町村の防災対策に関する指示、指導、助言及び協力
- キ 隣接県、市町村等への防災対策に関する情報伝達、応援協力要請等
- ク ボランティアの受入れ

- ケ 緊急時環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）の実施
- コ 県民に対する広報及び情報伝達
- サ 住民の避難・屋内退避等、救助及び立入制限に関する所在・関係周辺市町村への指示
- シ 緊急被ばく医療措置の実施
- ス 飲食物の摂取制限に関する所在・関係周辺市町村等への指示
- セ 緊急輸送及び必要物資の調達
- ソ 環境中の放射性物質の除去等
- タ 各種制限措置の解除
- チ 被害状況の調査及び被災者の生活の支援

(2) 茨城県教育委員会

- ア 幼児、児童、生徒への防災知識の普及
- イ 幼児、児童、生徒の避難・屋内退避等の実施
- ウ 避難・屋内退避等に係る学校施設の使用への協力

(3) 茨城県警察本部

- ア 防護対策区域に係る立入制限、交通規制、住民の避難誘導等の警備

3 指定地方行政機関

(1) 関東管区警察局

- ア 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の調整
- イ 警察通信の確保と統制
- ウ 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集並びに連絡・通報

(2) 関東財務局

- ア 地方公共団体に対する災害融資
- イ 原子力災害時における金融機関の緊急措置の指示
- ウ 国有財産の無償貸与

(3) 関東信越厚生局

- ア 関係職員の現地派遣
- イ 関係機関との連絡調整

(4) 関東経済産業局

- ア 原子力事業所の災害に関する情報収集及び防災に関する協力
- イ 生活必需品、普及資材など防災関係物資の円滑な供給確保
- ウ 商工鉱業事業者の業務の正常な運営確保
- エ 被災中小企業の振興

(5) 茨城労働局

- ア 労働者の被ばく管理の監督指導
- イ 労働災害調査及び労働者の労災補償
- ウ 原子力事業所の事故の際における労働者健康管理の指示

(6) 関東農政局

- ア 主要食糧の需給調整
- イ 被災地周辺農林畜水産物等の安全性の確認
- ウ 災害時における生鮮食料品等の供給
- エ 被災農林漁業者等への災害金融措置の要請
- オ 風評被害等の防止対策

(7) 関東地方整備局

- ア 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え
- イ 原子力防災に関する研究等の推進
- ウ 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保
- エ 活動体制の確立
- オ 関係者への的確な情報伝達活動
- カ 災害復旧に関すること。

(8) 関東森林管理局

- ア 国有林野等の被害状況に関する情報の収集及び提供
- イ 国有林野内の放射性物質の汚染対策

(9) 関東運輸局

- ア 自動車運送業者に対する運送協力要請
- イ 自動車及び被災者、災害必需物資等の輸送調整
- ウ 応急海上輸送の輸送力の確保

(10) 東京航空局（百里空港事務所）

- ア 原子力施設上空の飛行規制とその周知徹底
- イ 飛行場使用の相互調整

(11) 第三管区海上保安本部（茨城海上保安部）

- ア 船艇、航空機等による原子力災害情報の伝達
- イ 避難に関する情報の伝達・避難誘導等
- ウ 海上における緊急時モニタリングの支援
- エ 通行船舶に対する航行の制限及び航泊禁止等の措置
- オ 海上における救助・救急活動
- カ 緊急輸送に関すること
- キ 海上における治安の維持

(12) 東京管区气象台

- ア 気象状況の把握

- イ 気象に関する資料・情報の提供
- ウ 緊急時モニタリングへの支援

(13) 関東総合通信局

- ア 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営
- イ 防災及び災害対策用無線局の開設、整備についての指導
- ウ 災害対策用無線機及び災害対策用移動電源車の貸し出し
- エ 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置の実施（臨機の措置）
- オ 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供

4 自衛隊

(1) 陸上自衛隊（勝田駐屯部隊）及び航空自衛隊第7航空団

- ア 緊急時モニタリングの支援
- イ 被害状況の把握
- ウ 避難の援助
- エ 行方不明者等の捜索援助
- オ 消防活動
- カ 応急医療、救護
- キ 人員及び物資の緊急輸送
- ク 危険物の保安及び除去
- ケ その他災害応急対策の支援に関すること。

5 指定公共機関

(1) 東日本電信電話株式会社（茨城支店）

- ア 公共機関等の防災関連の重要通信及び避難所等の臨時回線の優先的確保

(2) 株式会社NTTドコモ（茨城支店）

- ア 防災関係機関や避難所等の通信の確保

(3) KDDI株式会社（水戸支店）

- ア 防災関係機関や避難所等の通信の確保

(4) 日本銀行（水戸事務所）

- ア 通貨の円滑な供給の確保
- イ 金融機関間の資金決済の円滑の確保
- ウ 金融機関の業務運営の確保
- エ 金融機関による金融上の措置の実施
- オ 上記各業務に係る広報

(5) 日本赤十字社（茨城県支部）

- ア 医療救護活動の実施

イ 災害救助への協力

ウ 救援物資の配分

(6) 日本放送協会（水戸放送局）

ア 広報

イ 原子力災害情報及び各種指示等の伝達

(7) 東日本高速道路株式会社（関東支社）

ア 高速自動車国道等の交通の確保

(8) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）

原子力緊急時支援・研修センター（以下「支援・研修センター」という。）を通じての次のような原子力防災対策への支援・協力

ア 国、県、所在・関係周辺市町村が実施する原子力防災対策への積極的な支援・協力（緊急時モニタリング、緊急被ばく医療活動、広報活動等）

イ 原子力事業者が実施する原子力防災対策への専門的・技術的支援（事故拡大防止、汚染拡大防止等）

ウ 原子力防災に必要な教育・訓練

(9) 国立研究開発法人量子科学技術機構

ア 国、県、所在・関係周辺市町村が実施する原子力防災対策への積極的な支援・協力（緊急時モニタリング、緊急被ばく医療活動、広報活動等）

イ 原子力事業者が実施する原子力防災対策への専門的・技術的支援（事故拡大防止、汚染拡大防止等）

ウ 原子力防災に必要な教育・訓練

(10) 日本原子力発電株式会社

ア 国、県、所在・関係周辺市町村が実施する原子力防災対策への積極的な支援・協力（緊急時モニタリング、緊急被ばく医療活動、広報活動等）

イ 原子力事業者が実施する原子力防災対策への専門的・技術的支援（事故拡大防止、汚染拡大防止等）

ウ 原子力防災に必要な教育・訓練

(11) 東日本旅客鉄道株式会社（水戸支社）、日本貨物鉄道株式会社（水戸営業支店）

ア 災害対策用物資及び避難者の輸送への協力

(12) 日本通運株式会社（水戸支店）

ア 災害対策用物資の輸送への協力

(13) 東京電力パワーグリッド株式会社（茨城総支社）

ア 災害時における電力供給に関すること。

(14) 日本郵便株式会社（関東支社）

ア 被災者に対するはがき等の無償交付

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除

- ウ 被災地あて救助用郵便物の料金免除
- エ 災害時における郵便局窓口業務の維持に関すること。

6 指定地方公共機関

- (1) 医療関係団体（一般社団法人茨城県医師会、公益社団法人茨城県看護協会、公益社団法人茨城県薬剤師会）
 - ア 緊急被ばく医療等の医療救護活動への協力
 - イ 健康影響調査（健康診断等）への協力
- (2) 運輸機関（茨城交通株式会社、関東鉄道株式会社、鹿島臨海鉄道株式会社、一般社団法人茨城県トラック協会、日立電鉄交通サービス株式会社、ジェイアールバス関東株式会社、一般社団法人茨城県バス協会）
 - ア 避難者及び災害対策用物資の輸送協力
- (3) 報道機関（株式会社茨城新聞社、株式会社茨城放送）
 - ア 広報
 - イ 原子力災害情報及び各種指示等の伝達

7 公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者

- (1) 農業協同組合（水戸・常陸中央）
 - ア 汚染農産物の出荷制限等応急対策の指導
 - イ 食糧供給支援
- (2) 森林組合（城北・笠間）
 - ア 汚染林産物に関する対策の指導
- (3) 那珂川漁業協同組合
 - ア 漁船等への広報協力
 - イ 汚染水産物の出荷制限等応急対策の指導
- (4) 城里町商工会
 - ア 救助用物資、復旧資材の確保、協力、斡旋
- (5) 学校法人
 - ア 幼児、児童、生徒への防災知識の普及
 - イ 幼児、児童、生徒の避難・屋内退避等の実施
 - ウ 避難・屋内退避等に係る学校施設の使用への協力
- (6) 公益社団法人茨城原子力協議会
 - ア 広報
 - イ 県・市町村が実施する災害応急対策への協力
- (7) 原災法対象原子力事業所（指定公共機関としての業務を除く）
 - ア 原子力事業者防災業務計画の作成及び修正
 - イ 原子力施設の危険時の措置を含む防災管理

- ウ 防災上必要な社内教育及び訓練
- エ 自衛防災組織の充実・強化
- オ 環境放射線監視の実施及び協力
- カ 通報連絡
- キ 事故拡大防止及び汚染拡大防止措置
- ク 災害状況の把握及び報告
- ケ 緊急時モニタリングの実施及び協力
- コ 緊急被ばく医療活動の実施及び協力
- サ その他、県、所在・関係周辺市町村が実施する原子力防災対策への積極的な協力

(8) その他の原子力事業所（指定公共機関としての業務を除く）

- ア 緊急時モニタリングへの協力
- イ その他、県、所在・関係周辺市町村が実施する原子力防災対策への積極的な協力

(9) 報道機関（日本放送協会（水戸放送局）、株式会社茨城新聞社及び株式会社茨城放送を除く）

- ア 広報
- イ 原子力災害情報及び各種指示等の伝達

(10) 公益社団法人茨城県診療放射線技師会及び公益社団法人茨城県臨床検査技師会

- ア 緊急被ばく医療活動への協力
- イ 健康影響調査（健康診断等）への協力

第4節 計画の対象となる範囲及び対応

1 原災法対象事業所及び所在・関係周辺市町村の範囲

本計画の対象となる原子力事業所は、原災法第2条第4号に規定する原子力事業所（以下「原災法対象事業所」という。）とし、原子力災害対策を重点的に実施すべき区域（以下「原子力災害対策重点区域」という。）の範囲は、「原子力災害対策指針」に示されている「実用発電用原子炉に係る原子炉施設の予防的防護措置を準備する区域（PAZ）及び緊急防護措置を準備する区域（UPZ^{注1}）のめやす」並びに「実用発電用原子炉に係る原子炉施設以外の原子力災害対策重点区域」を基準とする。

本町は、原災法対象事業所、「PAZ」、「UPZ」及び「実用発電用原子炉に係る原子炉施設以外の原子力災害対策重点区域」を含む市町村（以下、これらの市町村を「所在・関係周辺市町村」と総称する。）のうち「UPZ」に該当するため、原子力災害（原子力災害が生じる蓋然性を含む。）が発生した場合に備えるものである。

実用発電用原子炉の緊急防護措置を準備する区域（UPZ^{注1}）

対象となる原子力事業所の名称	区域の範囲 (施設からの距離)	対象区域
日本原子力発電(株)東海第二発電所 (略称：原電東海)	(UPZ) 約30km	徳藏、上下赤沢、 真端以外の町全域

※ 注1)：原子力災害対策指針における緊急時防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective action Planning Zone）：放射線被ばくによる確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、EAL（緊急時活動レベル）、OIL（運用上の介入レベル）に基づき、緊急防護措置を準備する区域

2 計画における対応

本計画では、表1に掲げる事業所を対象に、原子力災害が発生（過酷事故、自然災害と相前後して発生する事故を含む。）した場合を想定し、町が行う以下の各種防災活動を規定する。

- ・ 広報の実施
- ・ 避難・屋内退避等の方法
- ・ 安定ヨウ素剤の予防的服用
- ・ 飲食物等の摂取・出荷制限の措置
- ・ 緊急輸送の体制の確立
- ・ 飲食物・生活必需品の供給
- ・ 治安の確保
- ・ その他防災対策活動に必要な事項

表1 原子力事業所及び「原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の範囲」^{注1)}等

地区	原子力事業所の名称	許可等区分 ^{注2)}	範囲 ^{注3)}	所在市町村	関係周辺市町村
東海・那珂地区	日本原子力発電(株) 東海発電所・東海第二発電所 (略称：原電東海) [東海村]	原子炉	(PAZ) 約5km (UPZ) 約30km	東海村	水戸市 日立市 常陸太田市 高萩市 笠間市 ひたちなか市 常陸大宮市 那珂市 鉾田市 茨城町 大洗町 城里町 大子町

※ 注1)：原子力災害対策指針における予防的防護措置を準備する区域(PAZ:Precautionary Action Zone)、緊急時防護措置を準備する区域(UPZ:Urgent Protective action Planning Zone)及び実用発電用原子炉以外の原子力災害対策重点区域

注2)：核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号。)の許可等の区分による。

注3)：同一原子力事業所において、許可等の区分が複数ある場合は、各々の許可等に係る施設の原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の範囲のうち、最大の範囲を記載してある。

第5節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施

1 原子力施設等の状態に応じた防護措置の準備及び実施

町は、原子力施設において異常事態が発生した場合には、原子力施設等の状態が以下に示す区分のどれに該当するかを判断し、該当する区分に応じて予防的な防護措置を実施する。

(1) 警戒事象

原子力施設において、公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、異常事態の発生、又はそのおそれがあるため、情報収集や緊急時モニタリング等の準備を開始する必要がある段階。

(2) 施設敷地緊急事態

原子力施設において、公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、緊急時モニタリングの実施等により、事態の進展を把握するための情報収集の強化を行う段階。

(3) 全面緊急事態

原子力施設において、公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、その影響を回避、低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階。

2 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施

町は、放射性物質が環境へ放出された場合には、緊急時モニタリングによる測定結果を、防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル（O I L）と照らし合わせ、必要な防護措置を実施することとする。

第6節 施設敷地緊急事態等に該当しない事故への対応

1 対応

原災法第10条に規定する施設敷地緊急事態等に該当しない事故に対しても、事故に対する住民の不安、動揺等の緩和を図るため、住民が受けるおそれのある被ばく線量に着目して、事故の状況に応じて積極的な情報提供、注意喚起を行う等の対応を図る。

2 広報

情報提供、注意喚起を行うに際しては、町は、県と十分な調整を図りつつ防災行政無線、インターネット、広報車等により広報する。

第2章 原子力災害事前対策

第2章 原子力災害事前対策

第1節 原子力施設の安全確保の基本方針

1 原子力事業者

原子力事業者は、安全が全てに優先するとの原則の下、原子力施設周辺の安全を確保し、もって住民の健康を保護する責務を有することを認識し、関係諸法令、原子力安全協定等の遵守はもとより、自己の原子力施設の使用・運転・管理に万全の措置を講ずるものとする。

2 県

県は、原子力施設周辺の住民の安全確保を図るため、原子力施設の立地、建設、運転について、県原子力審議会、県原子力安全対策委員会等の意見を尊重し、平常時から原子力事業所の安全管理体制等について確認するなど、原子力安全協定等の積極的な運用を図るとともに、国及び原子力事業者に対して適時適切な措置を求めるものとする。

3 町

町は、県等と連携して、住民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護し、町民の安全確保を図る。

第2節 原子力事業者における防災体制の確立等

原子力事業者は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律、電気事業法等の規定に基づき、原子力災害の発生の防止に関し万全の措置を講ずるとともに、災害対策基本法及び原災法の規定に基づき、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止及び原子力災害の復旧に関し、誠意をもって必要な措置を講じる。

また、原子力事業者は、平常時から県、所在・関係周辺市町村と協調し、防災情報の収集及び提供等の相互連携体制を整備しておくとともに、自衛消防体制の充実強化に努めるものとする。

1 町と原子力事業者の連携

(1) 地域防災計画（原子力災害対策計画編）の尊重

原子力事業者が原子力災害対策を実施する際には、町が作成する地域防災計画（原子力災害対策計画編）にも従うこととし、平常時から、同計画を原子力防災要員等に周知徹底する。

(2) 原子力防災教育・訓練

原子力事業者は、施設の運転を常時安全に行うとともに、原子力災害時に的確な応急対策活動がとれるよう、定期的に各種規定の教育、放射線防護を含めた原子力災害時の各種措置の訓練を行うものとする。

また、原子力事業者は、町が実施する原子力防災訓練に対し共催又は参加・協力する。

2 原子力事業者との防災業務計画に関する協議及び防災要員の現況等に関する届出の受理

(1) 町は、原子力事業者が作成又は修正しようとする原子力事業者防災業務計画について、県から意見聴取を受けたときは、自らの地域防災計画と整合性を保つ等の観点から、速やかに意見を文書で回答するものとする。

(2) 原子力事業者が県に届け出た、原子力防災組織の原子力防災要員の現況、原子力防災管理者又は副原子力防災管理者の選任又は解任、放射線測定設備及び原子力防災資機材の現況について、県から写しが送付されてきた場合には受領するものとする。

第3節 国・県及び関係機関等との連携

1 茨城県原子力防災連絡協議会の活用

町は、地域防災計画（原子力災害対策計画編）の作成及び修正、原子力事業所の防災体制に関する情報の収集及び連絡、地域毎の防災訓練の実施、オフサイトセンターの防災拠点としての活用、住民等に対する原子力防災に関する情報伝達、事故時の連絡体制、防護対策などの対応等について、「茨城県原子力防災連絡協議会」の場等を通じて、平常時より密接な連携を図るものとする。

第4節 災害応急体制及び設備の整備

1 町の活動体制の整備

(1) 警戒態勢をとるために必要な体制

町は、警戒事態発生の通報を受けた場合及び大規模自然災害（町域で震度5弱以上の地震等）が発生した場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう、あらかじめ非常参集職員の名簿等を含む体制図を作成し、参集基準や連絡経路を明確にしておくなど、職員の参集体制の整備を図る。また、事故対策のための警戒態勢をとるためのマニュアル等の作成など必要な体制を整備するものとする。

(2) 災害対策本部体制等の整備

町は、警戒事態発生の通報を受けた場合に、総務課長を本部長とする災害警戒本部を迅速・的確に設置・運営するため、災害警戒本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制、本部運営に必要な資機材の調達方法等についてあらかじめ定めておくものとする。

町は、施設敷地緊急事態が発生した場合及び内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合に、町長を本部長とする災害対策本部を迅速・的確に設置・運営するため、災害対策本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制、本部運営に必要な資機材の調達方法等についてあらかじめ定めておくものとする。

また、町は、迅速な防護対策の実施が必要となった場合に備え、防護対策の指示を行うための体制について、あらかじめ定めておくものとする。この際の意味決定については判断の遅滞がないよう、意思決定者への情報の連絡及び指示のための情報伝達方法と、意思決定者不在時の代理者をあらかじめ取り決めておくものとする。

第2編 風水害対策計画編 第1章 災害予防計画 第6節 災害対策に携わる組織の整備 第1 対策に携わる組織の整備 を参照。

(3) オフサイトセンターにおける立ち上げ準備体制

町は、警戒事態又は施設敷地緊急事態発生の通報を受けたとき、現地での応急対策の拠点となるオフサイトセンターが直ちに機能するよう、あらかじめ職員の派遣体制の整備を行っておくものとする。

(4) 現地事故対策連絡会議への職員の派遣体制

町は、県が設置するオフサイトセンターにおいて、防災関係機関が情報を共有し、調整を行う現地事故対策連絡会議へ職員を迅速に派遣するため、あらかじめ派遣職員を指定するとともに、派遣手段等を定めておくものとする。

また、町は、現地事故対策連絡会議と即座に連携し活動できるよう、あらかじめ国、県、原子力機構等と十分協議しておくものとする。

(5) 原子力災害合同対策協議会への職員の派遣体制

町は、県が設置するオフサイトセンターにおいて、防災関係機関が一堂に会し、各種防護対策を実施、調整する原子力災害合同対策協議会に派遣する職員をあらかじめ定めておくものとする。

2 広域的応援体制

(1) 町は、県の協力のもと、災害対策基本法第5条の2及び第8条第2項第12号の規定に基づき、他の市町村との応援協定の締結を推進するなど、応援体制の整備、充実に努める。

また、原子力事業者との緊急時における協力の内容等について、あらかじめ調整しておくものとする。

(2) 町は、県の協力のもと、広域市町村間の協定等に基づく消防相互応援体制の強化、緊急消防援助隊による救助活動支援体制の充実等、市町村相互応援体制の整備、充実に努める。

3 長期化に備えた動員体制の整備

町は、国、県及び関係機関等と連携し、事態が長期化した場合に備え、職員の動員体制をあらかじめ整備しておくものとする。

第5節 情報の収集・連絡体制等の整備

町は、国、県、原子力事業者、その他防災関係機関と原子力防災体制に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備しておくものとする。

1 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 町と関係機関相互の連携体制の確保

町は、原子力災害に対し万全を期すため、国、県、原子力事業者その他防災関係機関との間において確実な情報の収集・連絡体制を図ることを目的として、次の項目を参考にして情報の収集・連絡に係る要領を作成し、事業者、関係機関等に周知するとともに、これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワークを強化するものとする。

- ・ 事業者からの連絡を受信する窓口（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段や連絡先を含む。）
- ・ 防護対策に係る社会的状況把握のための情報収集先
- ・ 防護対策の決定者への連絡方法（報告内容、通信手段、通常的意思決定者が不在の場合の代替者（優先順位つき）を含む。）
- ・ 関係機関への指示連絡先（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段（衛星電話等非常用通信機器等）や連絡先を含む。）

(2) 機動的な情報収集体制

町は、機動的な情報収集活動を行うため、国及び県と協力し、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を図るものとする。

(3) 情報の収集・連絡に当たる要員の指定

町は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場の状況等について情報の収集・連絡に当たる要員をあらかじめ指定しておくなど体制の整備を図るものとする。

(4) 非常通信協議会との連携

町は、非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等緊急時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。

(5) 移動通信系の活用体制

町は、関係機関と連携し、移動系防災無線（車載型、携帯型）、携帯電話、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制の整備を図るものとする。

2 情報の分析整理

(1) 人材の育成・確保及び専門家の活用体制

町は、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう必要な体制の整備に努めるものとする。

(2) 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

町は、平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努めるものとする。

また、それらの情報について関係機関が円滑に利用できるよう、国及び県とともに情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化についてその推進に努めるものとする。

(3) 防災対策上必要とされる資料

町は、国、県及び原子力事業者と連携して、応急対策の的確な実施に資するため、社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要となる資料、防護資機材等に関する資料を適切に整備し、定期的に更新するとともに、オフサイトセンターに適切に備え付けるとともに、これらを確実に管理するものとする。

3 通信手段の確保

町は、原子力防災対策を円滑に実施するため、国、県、所在・関係周辺市町村と連携し、原子力施設からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、以下のほか、あらかじめ緊急時通信連絡網に伴う諸設備等の整備を行うとともに、その操作方法等について習熟しておくものとする。また、通信事業者に対する移動基地局車両の派遣要請などの緊急措置について事前調整するものとする。

(1) 通信手段・経路の多様化

ア 防災行政無線の整備

町は、住民等への的確な情報伝達を図るため、防災行政無線の確保・活用を図る。

イ 災害に強い伝送路の構築

町は、災害に強い伝送路を構築するため、国及び県と連携し、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図る。

ウ 災害時優先電話等の活用

町は、既設の電話を「災害時優先電話」として東日本電信電話株式会社茨城支店長に申請し、承認を受け登録しておくものとする。

エ 通信輻輳の防止

町は、移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意しておくものとする。

オ 非常用電源等の確保

町は、庁舎等が停電した場合に備え、非常用電源設備（補充用燃料を含む）を整備し、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置等を図るものとする。

カ 保守点検の実施

町は、通信設備、非常用電源設備等について、保守点検を実施し、適切な管理を行うこと。

第6節 情報伝達・住民広報体制の確立

1 情報伝達・住民広報の手段の整備

- (1) 町は、原子力災害に対し万全を期すため、県、国、オフサイトセンター、支援・研修センター及び原子力事業者その他防災関係機関との相互連絡体制を確立し、常時緊密な連携を図るとともに、これらの防災拠点間における専用通信回線、災害時優先電話、TV会議システム等を整備、確保する。
- (2) 町は、県が国及び支援・研修センターと共同で実施する「原子力防災情報ネットワーク」の整備に協力し、集約した情報を整理し、住民等にこれを周知し、活用を図るものとする。
- (3) 町は、防災行政無線（特に戸別受信機）の整備に努めるなど、住民への情報伝達に係る設備等の充実に努める。

2 住民等への的確な情報伝達体制の整備

町は、国、県とともに災害対策本部等からの住民への指示や情報の伝達が正確かつ迅速に行われるよう、以下の事項をはじめとして、体制の充実に努める。

(1) 広報文例の作成

町は、国、原子力の専門家、学識経験者、報道機関等と十分に協議し、以下の点を考慮して広報文例を作成する。

- ア 住民への知識の普及の度合いを勘案し、科学的根拠だけでなく住民の感覚を最大限に考慮して、住民が理解できるよう（中学生が理解できるよう）情報を整理する。
- イ 放射線量のデータを伝達する場合には、その意味合いを理解するための情報（平常時の数値、法令等の基準・指標）を必ず付記する。
- ウ 事故発生事業所の場所、避難対象区域、交通規制の状況等の情報を伝達する場合には、テレビ等で生中継ができるよう必ず地図を用いる。

(2) 報道機関との連携強化

町は、県と連携し、放送事業者、通信社、新聞社等報道機関の協力の下、コミュニティ放送局、ソーシャルメディア等インターネット上の情報、携帯端末による緊急速報メール機能の活用等、多様なメディア活用体制の整備に努めるものとする。

(3) 外国人も含めた「住民問合せ窓口」対応体制の整備

町は、原子力の専門家、学識経験者、報道機関等と十分に協議し、あらかじめQ&A集を準備しておく。

(4) 災害用伝言ダイヤル

事故発生時に個人の安否等の情報を確認できるようにするため、施設敷地緊急事態が発生した場合には電気通信事業者と災害用伝言ダイヤルが開設されるよう、あらかじめ協議する。

第7節 環境放射線の監視

1 平常時からの監視の実施

町は、町内に設置されている県のモニタリングポストの値を確認するとともに、「茨城県東海地区環境放射線監視委員会」に報告される原子力施設周辺の空間線量、環境試料の放射能調査結果を確認する等して、原子力施設周辺の安全を監視する。

2 モニタリング設備の維持

町は、モニタリングポストの状態を定期的に確認する。

第8節 避難計画等の整備

1 避難計画の作成

町は、国、県、関係機関及び原子力事業所の協力のもと、屋内退避及び避難誘導計画を作成するものとする。

町は、原子力災害対策指針に基づく予防的防護措置を準備する区域（PAZ）を含まないが、緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）を含む区域に属し、PAZの住民避難が先行して行われるため、原子力災害対策指針に基づき、段階的な避難やOILに基づく防護措置を実施するまでの間は屋内退避を行うことを原則とした広域避難計画を策定するものとする。

なお、避難先からの更なる避難を避けるため、避難先は防護措置を重点的に実施すべき区域外とし、町の境界を越えた広域の避難計画の策定が必要な場合においては、国及び県が中心となって市町村の間の調整を図るものとする。

また、地域コミュニティの維持に着目し、同一地区の住民の避難先は同一地域に確保するよう努めるものとする。

2 避難所等の整備

(1) 避難所の整備

町は、避難先自治体と協定等を締結するとともに、避難施設の管理者と調整を図り、広域避難における避難所をあらかじめ指定する。

なお、避難所や避難退域時検査等の場所として指定された建物については、必要に応じ、衛生管理等に配慮した避難生活の環境整備に努める。

(2) 避難所誘導施設の設定

広域避難は、遠方への避難となることから、避難先に不慣れな避難者に配慮し、円滑に避難所への移動が可能となるよう、避難先自治体にある施設のうち、アクセス性、駐車可能数等を考慮した分かりやすい施設を避難所誘導施設として設定し、当該施設にて、避難所への案内を行う。

(3) 避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の整備

町は、住民等の避難誘導・移送に必要な資機材・車両等の整備に努める。

また、県と協力し、広域避難を想定した避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等を確保する。

3 学校等施設における避難計画の整備

学校等施設の管理者は、町、県と連携し、原子力災害時における幼児、児童、生徒（以下「生徒等」という。）の安全を確保するため、あらかじめ、避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画等を作成するものとする。

また、町は、学校等が保護者との間で、災害発生時における生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。

4 不特定多数の者が利用する施設における避難計画の整備

不特定多数の者が利用する施設等の管理者は、町、県と連携し、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。

5 住民等の避難状況確認体制の整備

町は、避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておくものとする。

6 避難所・避難方法等の周知

町は、県と連携し、避難や避難退域時検査等の場所・避難方法（自家用車の利用、緊急避難に伴う交通規制等を含む。）、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努める。

避難の迅速な実施のためには、具体的な避難計画を県、防災業務関係者及び対象となる住民が共通して認識することが必要になる。そのため町は、県及び原子力事業者と連携の上、特定事象及び警戒事象発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理しておくものとする。

第9節 要配慮者への対応

1 要配慮者に対する防災体制の整備

- (1) 町は、在宅サービスや民生委員活動等の実施により把握した避難行動要支援者名簿等により、避難行動要支援者の所在や介護体制の有無等の把握に努めるとともに、パンフレット、ハンドブック等を作成するなどして避難場所等の周知徹底を図る。
- (2) 町は、自主防災組織、地域ケアシステムの在宅ケアチーム、ボランティア組織等との連携により、高齢者、障がい者、外国人その他いわゆる要配慮者の避難誘導、支援等、安全確保に係る協力体制の整備に努めるものとする。
- (3) 病院等医療機関の管理者は、町及び県と連携し、原子力災害時における避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難計画を作成するものとする。
- (4) 社会福祉施設の管理者は、町及び県と連携し、原子力災害時における避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画を作成する。特に、入所者等の避難誘導體制に配慮した体制の整備を図るものとする。

2 要配慮者に配慮した情報伝達体制の確立

町は、要配慮者に対し迅速かつ的確に情報を伝達するため、緊急通報装置（日常生活用具給付種目の一つ）の給付促進、一斉同報システムや防災行政無線の戸別受信機の整備に努める。

特に、聴覚障害者に対しては、FAX式又は文字表示式の戸別受信機を整備するなど、迅速確実に情報を伝達できる体制、相手方の受信状況や安否の確認ができる体制の整備に努める。

3 防災知識の普及

町及び県は自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、視聴覚障害者、外国人等の要配慮者にも十分配慮したきめ細かな防災に関する知識の普及・啓発に努める。

第10節 防災関係資機材の整備

1 救助・救急活動用資機材の整備

町は、県と連携し、必要な資機材の整備に努めるものとする。

2 防災関係資機材の維持管理

町は、救急救助を含め、防災対策を円滑に実施するために県から貸与された測定機器、車両、ヨウ素剤等関係資機材の維持管理に努める。

3 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

- (1) 町は、国、県と協力し、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のための資機材を計画的に整備するものとする。
- (2) 町は、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、平常時より、国、県、所在・関係周辺市町村及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行うものとする。

第11節 物資の調達、供給活動

- 1 町は、国、県及び原子力事業者と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合を想定し、必要とされる食料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制の整備を行うものとする。また、大規模な地震が発生した場合には、企業等が被災し、流通在庫備蓄が確保できない場合も想定されることから、公的備蓄の充実に努めるものとする。
- 2 町は、被災者に物資を確実にかつ迅速に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制の整備を図るものとする。

第12節 緊急輸送活動体制の整備

町の道路管理者は県と協力し、緊急時の応急対策に関する輸送活動を円滑に行う輸送路を確保するため、被害状況や交通、気象等の把握のための装置や情報板などの整備を行い、緊急輸送の確保体制の充実に努めるものとする。

第13節 緊急被ばく医療体制等の確立

1 関係機関の協力の確保

- (1) 町及び関係機関は、原子力災害時における迅速かつ的確な医療を確保するため、緊急被ばく医療等の実施に必要な要員及び医薬品等の資機材の整備・提供を要請する。
- (2) 救急医療を担う医療機関は、一般傷病者等の受入れに関して協力する。

2 安定ヨウ素剤の配布・服用

町は、県と連携し、適時・適切な配布・服用を行うための平常時の配備や緊急時の手順や体制を整備しておくものとする。

町は、原子力災害対策指針を踏まえ、県、医療機関等と連携して、住民等に対する緊急時における安定ヨウ素剤の配布体制を整備し、安定ヨウ素剤の予防服用が行えるよう、準備しておくものとする。

(1) 緊急時における配布体制の整備

ア 町は、県と連携し、住民等が避難を行う際に安定ヨウ素剤を配布することができるよう、配布場所、配布及び服用に関与する医師、薬剤師の手配等についてあらかじめ定めるとともに、適切な場所に備蓄しておくものとする。

イ 町は、県と連携し、避難する住民等に対して安定ヨウ素剤を配布する際に、予防服用の効果、服用対象者、禁忌等について説明するための、説明書等をあらかじめ準備しておくものとする。

- (2) 町は、県が整備する安定ヨウ素剤の服用に伴う副作用の発生に備えた緊急医療体制の整備に協力するとともに、体制の整備に努めるものとする。

3 救命の優先等

緊急被ばく医療活動に当たっては、被ばく又は傷病のいずれであっても救命を優先する。

第14節 教育及び防災訓練等の実施

1 防災業務関係者等の研修

町は、原子力災害対策に従事する防災業務関係者に対し、業務内容に応じた知識を習得させ、原子力災害対策の円滑な実施を図るため、国、県及び指定公共機関等の実施する原子力防災に関する研修を積極的に活用し、次に掲げる事項等についての研修を体系的に実施するものとする。

- (1) 原子力施設の概要
- (2) 原子力施設の安全確保
- (3) 放射性物質、放射線の性質
- (4) 放射線による健康への影響
- (5) 環境放射線モニタリングの実施方法及び機器に関する知識
- (6) 原子力災害時の広報に関する知識
- (7) 防災基本計画、防災業務計画、地域防災計画等に関する知識
- (8) 原子力に係る防災体制、組織及びその役割に関する知識
- (9) オフサイトセンター、支援・研修センター及び県災害対策本部等の設備に関する知識
- (10) 放射線の防護に関する知識
- (11) 放射線被ばく医療（応急手当を含む。）に関する知識
- (12) 原子力災害時に県等が講じる防災対策の内容、その意味
- (13) 原子力災害時に住民がとるべき行動、留意すべき事項
(避難方法、交通規制が実施された場合の車両運転者の義務等)
- (14) 防災対策上必要な機器の操作等に関する知識
- (15) 安定ヨウ素剤の効果、副作用

2 訓練計画の策定

町は、県が行う以下のような防災活動の要素毎又は各要素を組み合わせた訓練の実施計画の作成に協力又は独自に訓練実施計画を作成するものとする。

- (1) 災害対策本部等の設置運営訓練
- (2) オフサイトセンターへの参集、立ち上げ、運営訓練
- (3) 緊急時通信連絡訓練
- (4) 緊急時モニタリング訓練
- (5) 緊急被ばく医療訓練
- (6) 住民に対する情報伝達訓練
- (7) 住民避難訓練・交通規制訓練
- (8) 人命救助活動訓練

3 実践的な訓練の実施と事後評価

町は、県とともに訓練を実施するに当たり、原子力規制委員会、事業者の協力を受けて作成した、大規模な自然災害等との複合災害や重大事故等全面緊急事態を具体的に想定した詳細なシナリオに基づき、参加者に事前にシナリオを知らせない訓練、訓練開始時間を知らせずに行う訓練、机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練等の工夫や図上演習の方法論を活用するなど、現場における判断力の向上につながる実践的なものとなるよう工夫するものとする。

町は、訓練を実施するに当たり、当該訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定めて行うとともに、訓練終了後、専門家も活用しつつ訓練の評価を実施し、改善点を明らかにし、必要に応じ、緊急時のマニュアルの作成、改訂に活用する等原子力防災体制の改善に取り組むものとする。

町は、必要に応じ、訓練方法及び事後評価の方法の見直しを行うものとする。

4 自主防災組織等の育成

- (1) 町は、自主防災組織のリーダーやボランティアなどが、避難の際の誘導員や要配慮者に対する支援者となれるよう講習会などを通じ育成するよう努めるものとする。
- (2) 町は、学校、病院、社会福祉施設、企業、観光客等多くの人々が集まる施設の管理者等に対し、パンフレット等を配布し、留意すべき事項等も含め、原子力防災対策の基礎知識等を周知徹底する。
- (3) 町は、住民参加の原子力防災訓練を行う場合は、次の2点について、自主防災組織、地域ケアシステムの在宅ケアチーム、ボランティア等の協力を得る。
 - ア 自主防災組織のリーダー、ボランティア等に対する避難方法の習熟、周知徹底
 - イ 要配慮者等の避難方法の習熟、支援者の育成

第15節 住民に対する防災知識の普及

町は、県と協力して原子力災害の特殊性を考慮し、住民に対して、平素から原子力の基礎知識及び防災対策に関する次に掲げる事項について、わかりやすく記述したパンフレット、ハンドブック、副読本、ビデオ、ホームページ等を作成し、積極的に防災知識の普及に努める。

その際、町は、学校等とも連携し、総合的な学習の時間の活用など学校における知識の普及に努めるとともに、高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者へ十分に配慮して広報を行うものとする。

- (1) 原子力施設の概要
- (2) 原子力施設の安全確保
- (3) 放射性物質、放射線の性質
- (4) 放射線による健康への影響
- (5) 環境放射線モニタリング
- (6) 原子力災害時の住民への広報手段
- (7) 原子力災害時に県等が講じる防災対策の内容、その意味
- (8) 原子力災害時に住民がとるべき行動、留意すべき事項
(避難等の方法や経路、避難先の連絡、避難開始時期、自主避難、交通規制が実施された場合の車両運転者の義務等)
- (9) 各地区の住民のための一時集合場所・避難所
- (10) 安定ヨウ素剤の効果、副作用

第16節 行政機関の業務継続計画の策定

町は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、庁舎の所在地が避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれた場合の退避先をあらかじめ定めておくとともに、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行うものとする。

第3章 緊急事態応急対策

第3章 緊急事態応急対策

第1節 事故発生時における連絡及び初期活動

1 事故発生時の通報連絡：（茨城県地域防災計画）

(1) 原子力事業者の行う通報

原子力事業所において事故が発生し、原災法第10条に基づく通報事象に至っていないもののその可能性がある場合、又はそのおそれがある場合、環境への有意な放射性物質の放出等がある、又はそのおそれがある場合は、事故発生事業所の原子力防災管理者は、直ちに、原災法第10条第1項の規定に基づく通報に準じ、次に掲げる事項を県（知事）所在・関係周辺市町村長、県警察本部長、消防機関、支援・研修センター及び国の関係機関等に通報する。

ア 原子力事業所の名称及び場所

イ 事故の発生箇所

ウ 事故の発生時刻

エ 事故の種類

オ 検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状態等

カ その他事故の把握に参考となる情報

通報を受けた県は、UPZ圏外で避難先となる可能性のある市町村に対し、必要に応じて通報・連絡を受けた事項について連絡する。

(2) 放射線監視における異常検知時に知事の行う連絡

知事は、上記(1)の通報がない場合において、平常時から実施している放射線監視において異常が検知されたときは、直ちに原子力防災専門官、上席放射線防災専門官及び支援・研修センターに連絡するとともに、関係する原子力事業所に対し事実関係、事故状況等を確認する。

また、その結果については、当該事業所の所在・関係周辺市町村長に連絡するとともに、UPZ圏外で避難先となる可能性のある市町村に対し、必要に応じて連絡する。

2 事故発生時の広報

(1) 原子力事業者は、上記1(1)の通報の内容について、報道機関に対し、速やかに広報を実施する。

(2) 町は、国、県と連携して、上記(1)の通報の内容について、あらかじめ作成した広報文例に従い住民がとるべき当面の行動の指針について、町民及び報道機関に対し、速やかに広報を実施する。

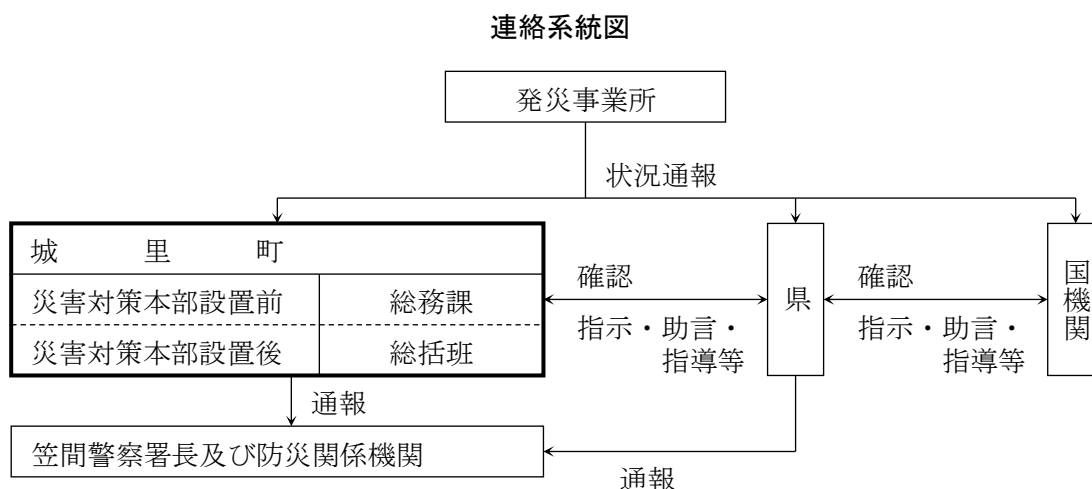
3 防災関係機関相互の連携

事故発生事業所の原子力防災管理者は、最初の通報を行った後、事故の経過、対策の実施状況等について速やかに、また定期的に知事、所在・関係周辺市町村長、県警察本部長、支援・研修センター及び国に連絡する。

町は、国、県、支援・研修センター等関係機関と相互に緊密な情報交換を行うものとする。

4 通信連絡の方法

県及び防災関係機関等との間の通信連絡は、原則として連絡系統図により行う。



5 町の活動体制

町は、事故発生時の通報等を受けたときは、職員を動員・配備し、直ちに活動体制を整えるものとする。

特に住民への防護措置が必要になる可能性がある場合には、その実施に備えて準備を開始する。

6 初期活動

(1) オフサイトセンターの設営準備

町長は、警戒事態発生時の通報を受けた場合、直ちにオフサイトセンターの設営準備への協力を行うものとする。

(2) 気象情報の収集

町長は、事故発生時の通報を受けたときは、直ちに水戸地方気象台に対し、あらかじめ別に定めるところにより、気象情報を提供するように要請する。

(3) 広報

ア 原子力事業者は、事故の状況等について、報道機関に対し定期的に広報を行う。

イ 町は、県、国、支援・研修センター等と連携し、事故の状況、住民がとるべき行動の指針等について、町民及び報道機関に対し定期的に広報を行う。

(4) 要配慮者の避難準備

町長は必要に応じ、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、入院患者その他の要配慮者の早期避難準備を行うものとする。

第2節 施設敷地緊急事態発生時における連絡

施設敷地緊急事態発生時の通報連絡は、次により行うものとする。

1 原子力事業者が行う通報：（茨城県地域防災計画）

原子力事業所において施設敷地緊急事態が発生した場合は、当該事業所の原子力防災管理者は、原子力事業者防災業務計画の定めるところにより、直ちに次に掲げる事項を県をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、所在・関係周辺市町村長、県警察本部長、消防機関、最寄りの海上保安部署、自衛隊、原子力防災専門官、支援・研修センター等に同時に文書をファクシミリで送付する。

なお、原災法第10条第1項後段の規定に基づき知事が行うべき関係周辺市町村長への通報は、施設敷地緊急事態発生事業所が行う連絡をもって知事からの通報があったものとみなす。

- (1) 原子力事業所の名称及び場所
 - (2) 施設敷地緊急事態の発生箇所
 - (3) 施設敷地緊急事態の発生時刻
 - (4) 施設敷地緊急事態の種類
 - (5) 検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状態等
 - (6) その他施設敷地緊急事態の把握に参考となる情報
- 通報を受けた県は、UPZ圏外で避難先となる可能性のある市町村に対し、必要に応じて通報・連絡を受けた事項について連絡する。

2 放射線監視における異常検知時に知事を行う連絡

知事は、上記1の通報がない場合において、県が設置する空間線量率を測定する固定観測局において $5\mu\text{Sv}/\text{時}$ 以上の空間線量率の数値を発見したときは、直ちに原子力防災専門官、上席放射線防災専門官及び支援・研修センターに連絡するとともに、関係する原子力事業所に対し事実関係、事故状況等を確認する。

また、その結果については、当該事業所の所在・関係周辺市町村長に連絡するとともに、UPZ圏外で避難先となる可能性のある市町村に対し、必要に応じて連絡する。

3 通信連絡の方法

茨城県災害対策本部と防災関係機関との間の通信連絡は、原則として図2により行うものとする。

4 町の対応

町は、原子力事業者及び国、県から通報・連絡を受けた事項について、関係する指定地方公共機関に連絡する。

第3節 城里町災害対策本部の設置（初動対応）

1 事故発生時における町の体制及び職員の配備体制区分の基準及び内容

事故発生時における町の体制及び職員配備の決定基準は、放射性物質等の放出状況等により次のとおり定める。

動員配備体制の基準及び内容

体制区分		配備基準	配備体制	
連絡配備		●環境への有意な放射性物質等の放出がない事故・トラブル	●総務課課長、総務課補佐、地域防災室職員、人事グループ係長	
警戒体制 (事前配備)	第1	●環境への有意な放射性物質等の放出があり、県又は事業者のモニタリングステーション、モニタリングポストにおいて、空間線量率が $0.5 \mu S v / \text{時}$ 未満の事故・トラブル	●本庁の災害対策本部員の職員をもって、災害応急活動及び情報収集連絡体制等が円滑に実施できる体制	●必要に応じて災害情報連絡会議を開催
	第2	●環境への有意な放射性物質等の放出があり、県又は事業者のモニタリングステーション、モニタリングポストにおいて、空間線量率が $0.5 \mu S v / \text{時}$ 以上 $5 \mu S v / \text{時}$ 未満の事故・トラブル ●警戒事象の発生	●災害応急対策が円滑に行える体制 (職員の $1 / 4$ 程度)	●災害情報連絡会議を開催するとともに、必要に応じて災害警戒本部を設置
非常体制	第1	●環境への有意な放射性物質等の放出があり、県又は事業者のモニタリングステーション、モニタリングポストにおいて、空間線量率が $5 \mu S v / \text{時}$ 以上(1地点)の事故・トラブル ●施設敷地緊急事態の発生	●人員を大幅に増員し、災害応急対策が円滑に行える体制 (職員の $1 / 2$ 程度)	●災害対策本部を設置
	第2	●環境への有意な放射性物質等の放出があり、県又は事業者のモニタリングステーション、モニタリングポストにおいて、空間線量率が $5 \mu S v / \text{時}$ 以上(2地点以上又は10分以上/地点)の事故・トラブル ●全面緊急事態の発生	●大規模な災害に対して、応急対策が円滑に行える体制 (全職員)	

2 職員の動員配備体制の決定

(1) 警戒体制

原子力事業所からの通報及び放射線監視データ等に基づく県からの報告をもとに、総務課長が職員の動員配備体制区分の基準に基づき決定する。

(2) 非常体制

県からの報告をもとに、総務課長が状況を判断し、町長の承認を得て決定する。なお、町長が不在かつ連絡不能の場合は副町長が代行する。

3 町災害警戒本部の設置基準

町災害警戒本部は、次の場合に設置するものとする。

- (1) 県又は原子力事業者が設置する空間線量率を測定する固定観測局で $0.5 \mu\text{Sv}/\text{時}$ 以上 $5 \mu\text{Sv}/\text{時}$ 未満の放射線量が検出されたとき。
- (2) 警戒事象が発生した場合

4 町災害警戒本部設置の決定

町長は、県より報告があった情報を勘案し、必要と認める場合は、町災害警戒本部規程に基づき、災害警戒本部を設置する。

5 町災害警戒本部の組織及び所掌事務

(1) 町災害警戒本部の組織

警戒本部の組織及び事務分担は、災害対策本部の組織及び事務分掌に準ずる。

(2) 本部会議

災害警戒本部に災害警戒本部会議を置き、次の措置を迅速かつ的確に行う。

- ア 災害対策本部を設置するに至るまでの措置
 - イ 災害対策本部を設置する必要がないと認められる災害についての措置
- なお、災害対策警戒本部の庶務は、総務課とする。

6 町災害対策本部の設置基準

町災害対策本部は、次の場合に設置するものとする。

- (1) 原子力防災管理者から施設敷地緊急事態（敷地境界付近等で $5 \mu\text{Sv}/\text{時}$ 以上を検出したとき又は臨界の発生の蓋然性が高い状態など原子力緊急事態に至る可能性があるとき。）の発生通報を受けたとき。
- (2) 県が設置する空間線量率を測定する固定観測局で $5 \mu\text{Sv}/\text{時}$ 以上（中性子線が測定された場合は、ガンマ線の放射線量と中性子線の放射線量を合計）の放射線量が検出されたとき。

- (3) 内閣総理大臣が原災法第 15 条の規定に基づく原子力緊急事態宣言を発出したとき。
- (4) その他、町長が町災害対策本部の設置を必要と認めたとき。

7 町災害対策本部設置の決定

総務課長の報告をもとに町長が状況を判断し、必要と認めたときは、災対法第 23 条の 2 の規定に基づき災害対策本部を設置する。ただし、町長が不在かつ連絡不能の場合は副町長が代行する。

8 町災害対策本部の組織及び所掌事務

(1) 町災害対策本部の組織

本部の組織は、「第 2 編 風水害対策計画編 第 2 章 災害応急対策計画 第 1 節 組織 城里町災害対策本部組織図」のとおりとする。

構成及び分掌事務は、「第 2 編 風水害対策計画編 第 2 章 災害応急対策計画 第 1 節 組織 城里町災害対策本部組織・事務分掌」に定めるとおりとする。

(2) 本部会議

町災害対策本部の本部長（以下「本部長」という。）は、応急対策上重要な事項を協議するため、副本部長及び本部員等で構成する本部会議を招集する。

なお、国が派遣する原子力施設、放射線防護等に関する専門家（以下「専門家」という。）、技術要員の代表者、防災関係機関の連絡員等についても必要に応じ出席を求める。

9 町災害対策本部の廃止基準

町災害対策本部は、次の場合に廃止する。

- (1) 原子力緊急事態解除宣言がなされたとき。
- (2) 本部長が、原子力施設の事故が終結し、緊急事態応急対策が完了した又は対策の必要がなくなると認めたとき。

第4節 事故発生事業所の原子力防災要員等の派遣

1 原子力防災要員等の派遣

施設敷地緊急事態発生事業所は、次の各段階において原子力防災要員等を、町、県、所在・関係周辺市町村に派遣し、派遣先の指示に基づき、必要な業務を行う。なお、当該事業所において原子力防災要員等が不足する場合には、他の原子力事業所との協力により、他の原子力事業者の原子力防災要員等を派遣することにより、対応するものとする。

(1) 施設敷地緊急事態発生時の対応

施設敷地緊急事態が発生した原子力事業者は、町、県、周辺市町村へ原子力防災要員等を派遣する。派遣された原子力防災要員等は、事故状況、応急措置等に関する説明を行うとともに、町、県、所在・関係周辺市町村が実施する住民の防護対策等緊急事態応急対策の立案への参加や広報（住民問合せ窓口を含む。）への協力などの業務を実施する。

(2) 住民避難等への対応

町が避難及び屋内退避の勧告・指示を行った場合は、施設敷地緊急事態発生事業所から派遣された原子力防災要員等と連携して、避難所及び屋内退避所において事故状況、応急措置等に関する説明など住民に対する広報を行う。

第5節 関係機関等への協力要請

町、国、県及び関係機関等は、相互に協力し、応急対策活動を円滑に実施する。
防災関係機関等への協力要請事項をまとめると以下のとおりである。

1 防災関係機関等への協力要請

町、国、県及び関係機関等の長は、次に定めるところにより応急対策活動を円滑に実施するため協力を要請する。

(1) 事故発生時（応急対策が必要と判断した場合）

ア 防災関係機関等に対する活動準備要請

(2) 広報実施時

ア 報道機関に対する報道要請

イ 観光客等の一時滞在者の多く集まる施設、公共交通機関に対し、施設利用者等への情報提供要請

(3) 避難・屋内退避等実施時

関係機関等に対し、広報、要員・資機材の配備、避難誘導、避難者の緊急搬送等への協力要請

2 自衛隊の派遣要請等

町長は、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合は、知事に対し派遣の要請を要求する。

また、町長は、自衛隊による支援の必要がなくなると認めるときには、速やかに知事に対し、撤収要請を要求する。

3 広域的な応援要請

町長は、事故の規模や収集した被害情報から判断し、必要があれば応援協定締結自治体や、県知事を通して関係14道府県で締結された「原子力災害時の相互応援に関する協定」を活用するなどして関係道府県等に対し、災害応急対策要員の派遣、資機材の提供等の応援を要請する。

また、町長は、必要に応じて、県知事を通して消防庁に緊急消防援助隊の派遣要請を行うものとする。

第6節 広報

原子力災害の特殊性に鑑み、町は県及び防災関係機関と密接に連携し、迅速かつ的確な広報活動を行い、住民の適切な行動の確保と混乱の防止を図る。

1 広報の基本方針

- (1) 町は、事故発生時の住民の混乱を防止し適切な行動へ導くため、住民への情報提供、勧告・指示の伝達、報道機関への情報提供に関し、国、県、防災関係機関及び事故発生事業所と密接に連携し広報を行うものとする。

この場合、放射線量のデータや事故の状況、交通規制の状況などの「事実の情報」については、判断を加えることなくそのまま住民や報道機関に情報を提供する。一方、住民がとるべき行動の指針（避難・屋内退避等）などの「行政の判断」については、住民に混乱を生じさせないように、行政機関（災害対策本部や原子力災害合同対策協議会）が判断した後、直ちに住民や報道機関に情報を提供する。

- (2) 情報の伝達手段は、防災行政無線、テレビ・ラジオ、ホームページ、広報車等を広報対象及び内容に応じて効果的・効率的に活用し、広報文例に従い繰り返し広報することとする。

また、情報提供の空白期間が生じないように、特段の状況変化がなくても、定期的な情報提供に心がけるとともに、流言飛語の発生や交通混乱等を防止するため、住民全体を対象として広報を行うこととする。

情報提供に際しては、情報の発信元を明確にし、分かりやすい広報に心がけるとともに、視聴覚障害者、外国人等にも配慮し、テレビやラジオ等における字幕や文字放送、外国語による放送等の協力を得る。

2 町の行う広報

- (1) 町は、事故発生事業所の原子力災害対策重点区域内の住民等のみならず、その近隣の住民にも情報が十分に行き渡るよう、あらかじめ作成する広報文例及びQ&A集に従い、状況に応じ次の事項について広報を行う。

- ア 事故の状況及び環境への影響とその予測
- イ 国、県、町及び防災関係機関の対策状況
- ウ 住民のとるべき行動の指針及び注意事項
- エ 一時集合所及び避難所
- オ その他必要と認める事項

- (2) 町長は、防災行政無線、ホームページ、広報車、立て看板等あらゆる手段を尽くして広報の徹底を図る。

3 事故の各段階に応じた広報

- (1) 事故発生時における広報については、次に掲げる各段階等に応じ、迅速かつ的確な広報を行うとともに、定期的な広報に努める。
 - ア 事故発生時
 - イ 施設敷地緊急事態発生時
 - ウ 応急対策実施区域設定時
 - エ 事故等の状況変化があった場合
 - オ 緊急時モニタリング結果が集約された場合
 - カ 放射性物質の放出等の状況変化があった場合
- (2) 広報媒体としては、それぞれの持つ特徴を踏まえ、以下のとおりとする。
 - ア 事故の状況、県の対応状況等、多くの情報を提供する場合や、住民に一般的な注意を促す場合には、テレビ、ラジオ等を活用する。
 - イ 住民に避難・屋内退避等の具体的な行動を求める勧告・指示等を行う場合には、確実に伝達するため、あらゆる広報媒体を活用する。特に、防災行政無線の屋外子局の聞き取りにくい地域、人の多く集まる場所等においては、広報車等を活用し、重点的に巡回させる。
- (3) 各段階の広報において、特に留意すべき点は以下のとおりである。
 - ア 事故発生後、初期の段階
 - ・「落ち着いて、指示を待つことが重要」ということに重点を置く。
 - イ 住民に具体的な行動を求める段階
 - ・対象となる地域名、とるべき行動を具体的に示し、あらゆる広報媒体を活用し対象地域を中心に、重点的な広報を行う。
 - ・対象地域外では、対象地域でないことを明確にした上で、協力を求めるための広報を広範囲にわたって行う。
 - ウ 避難・屋内退避等の住民に求める行動が地域に応じて異なる場合
 - ・それぞれの措置の相違を具体的に説明する。
 - ・それぞれの対象地域を具体的な地域名等で明示し、地域に応じた広報を行う。
 - エ 避難所等における広報
 - ・退避所、集合場所、避難所等においては、情報不足によるパニックを回避するため、定期的に情報を提供する。

第7節 避難・屋内退避等

1 避難・屋内退避等の基準

放射性物質が環境中に放出された後の防護措置は、下記の基準により「避難」、「屋内退避」又は「一時移転」の措置を講じるものとする。

基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{注1)}	防護措置の概要
O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1 mで計測した場合の空間放射線量率 ^{注2)})	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施(移動が困難な者の一時屋内退避を含む。)
O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^{注3)} の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1 mで計測した場合の空間放射線量率 ^{注2)})	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施

注1) 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。

注2) 本値は地上1 mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1 mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

注3) 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの(例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳)をいう。

2 避難・屋内退避等の防護活動の実施

(1) 避難・屋内退避等の指示

ア 実用発電用原子炉施設の場合

- (ア) 町は、施設敷地緊急事態発生時には、国、県の指示又は独自の判断により、原則としてUPZ内における予防的防護措置(屋内退避)を行うこととし、町民にその旨を伝達する。
- (イ) 町は、事態進展が急速であるとして、国から避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合、又は、国及び県と連携し、緊急時モニタリング結果及び原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、OILの値を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、住民等に対する屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告又は指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施する。

町は、住民避難の支援が必要な場合には、県と連携し、国に要請する。

- (ウ) 町は、住民等の避難誘導に当たっては、県の協力を得て、避難や避難退場時検査等の場所の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。また、町はこれらの情報について、原子力災害現地対策本部等に対しても情報提供する。
- (エ) 町は、避難のための立ち退きの勧告又は指示等を受けた場合は、県の協力を得て、戸別訪問、避難所における確認等あらかじめ定められた方法により住民等の避難状況を確認する。また、避難状況の確認結果については、国、県に対しても情報提供する。
- (オ) 町の区域を越えて避難等を行う必要が生じた場合は、国の協力のもと県が調整した受入先の市町村に対し、収容施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう依頼する。

3 避難・屋内退避等の実施方法

(1) 自宅等への屋内退避の実施方法

町長は、対象地域の住民に対し、自宅等の屋内に退避し、窓を閉めるなど、必要な指示又は勧告をする。

(2) UPZ圏内

ア 屋内退避の指示が発せられた段階では、帰宅することを原則とする。また、自宅のある地域が既に避難の対象となるなど、学校、職場等からの帰宅が困難な場合には、滞在している場所に屋内退避するものとする。

イ 避難、一時移転等の指示が発せられた場合には、自家用車等による避難を開始する。

ウ 自家用車を持たないあるいは使用しない住民は、小学校区単位等に設けた一時集合所へ移動したのち、バス等により避難する。

エ 避難した住民に放射性物質が付着しているかどうかを検査し、移動に問題がないことを確認するため、避難退域時検査を実施する。

(3) 留意事項

ア 町は、避難の措置を講じるに当たっては、乳幼児、児童、妊婦及びその付添人を優先する。

イ 町は、要配慮者に十分配慮し、自家用車による避難が困難な場合は、手配した車両により搬送するものとする。

ウ 町は、避難者等の搬送の車両が不足する場合は、県本部長に対し応援を要請するものとする。

エ 町は、避難の対象地域並びに避難所等に職員を派遣するとともに、関係機関、自主防災組織等の協力を得て、住民に対する避難所等への移動の指示、誘導、避難所等への搬送の割当て割当等の業務を円滑、迅速に行う。

オ 町は、学校、病院等の規模の大きな施設の生徒、住民の避難を実施する場合は、当該施設の管理者及び関係機関との連絡を密にし、迅速かつ適切に行われるよう配慮するものとする。

カ 町は、自主防災組織等による協力を得て、避難所等における住民の受入れ・保護及び避難所等の運営・管理を行うとともに、避難者に係る情報の早期把握に努め、県本部長あて報告するものとする。

キ 町は、県本部長と連携し、住民の安否情報の提供等に資するため、地区毎の住民の最終的な受入れ施設の所在等について、幅広く広報を行う。

4 避難所の開設・運営等

(1) 町は、県と連携し、緊急時に必要に応じ避難及び避難退域時検査等の場所の開設について、住民等に対する周知徹底を行う。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難場所として開設するものとする。

(2) 町は、県と連携し、各避難場所等の適切な運営・管理を行う。この際、避難場所等における正確な情報の伝達、食料、水等の配布、安定ヨウ素剤の準備、避難退域時検査の実施、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力を得ながら必要な体制を整える。

(3) 町は、県と連携し、避難場所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。

(4) 町は、国及び県と連携し、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。

特に、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

また、町は、県と連携し、保健師等による巡回健康相談等を実施する。

(5) 町は、県と連携し、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

5 避難の際の住民に対する避難退域時検査の実施

町は、県が原子力災害指針に基づき行う避難した後の住民等（避難輸送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退域時検査及び除染に協力する。

6 安定ヨウ素剤の予防服用

町は、県と連携し、原子力災害対策指針を踏まえ、国が決定した方針に従い、安定ヨウ素剤の服用に当たっての注意を払った上で、服用すべき時機及び服用方法の指示その他必要な措置を講じるものとする。

町は、県と連携し、原子力災害対策本部の指示に基づき、又は独自の判断により、住民等に対し、原則として医師の関与の下で、安定ヨウ素剤を配布するとともに、服用を指示するものとする。ただし、時間的制約等により、医師を立ち合わせることができない場合には、薬剤師の協力を求めるなど、あらかじめ定めた代替の手続によって配布・服用指示を行うものとする。

7 学校等施設における避難措置

学校等施設において、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合、施設の管理者は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員引率のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させるものとする。また、生徒等を避難させた場合及び生徒等を保護者へ引き渡した場合は、町又は県に対し速やかにその旨を連絡するものとする。

8 不特定多数の者が利用する施設における避難措置

不特定多数の者が利用する施設において、原子力災害が発生し避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、避難させるものとする。

9 飲食物、生活必需品等の供給

町は、避難所等において必要となる飲食物、生活必需品等を調達し、供給するものとし、調達が困難な場合には県及び近隣の市町村長に協力を要請する。なお、必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、要配慮者のニーズや、男女のニーズの違い等に配慮するものとする。

10 交通規制・警備等

- (1) 町長は、知事の判断に基づき応急対策実施区域の指定を受けたときは、応急対策に従事する者を除き、この地域立入りを禁止する。
- (2) 町は、必要と認めるときは、独自の判断又は県の指導・助言を得て、原災法第 28 条第 2 項の規定に基づき読み替える災害対策基本法第 63 条第 1 項の規定に基づき警戒区域を設定する。

11 治安の確保

町は、応急対策実施区域及びその周辺における治安の確保について治安当局と協議し、万全を期すものとする。

特に、避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った地域については、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を実施し、盗難等の各種犯罪の未然防止に努めるものとする。

第8節 要配慮者対応

1 広報

町は、県と連携して視聴覚障害者、外国人に配慮した情報提供を行う。
また、外国人からの問合せ等に対応できるように努めるものとする。

2 避難・屋内退避等

町は、県と連携し、国の協力を得て、避難誘導、避難場所での生活に関し、要配慮者及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、避難場所での健康状態の把握等に努めるとともに、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。

第9節 緊急輸送

1 緊急輸送の順位

町は、緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として県等防災関係機関と調整の上、緊急輸送を行うものとする。

- 第1順位 人命救助、救急活動に必要な輸送、国の現地対策本部長、県及び所在・関係市町村の災害対策本部長（又はその代理者）など
- 第2順位 避難者の輸送、（P A Zなど緊急性の高い区域からの優先的な避難）災害状況の把握・進展予測のための専門家（支援・研修センターの関係者を含む。）及び資機材の輸送
- 第3順位 緊急事態応急対策を実施するための要員、資機材の輸送
- 第4順位 住民の生活を確保するために必要な物資の輸送
- 第5順位 その他災害応急対策のために必要な輸送

2 緊急輸送の範囲

緊急輸送の範囲は以下のものとする。

- (1) 救助・救急活動、医療・救護活動に必要な人員、資機材
- (2) 避難者等の搬送
- (3) 国の現地対策本部長、県及び町の災害対策本部長（又はその代理者）等、災害対策要員（原子力災害現地対策本部要員、原子力災害合同対策協議会及びその下に設置される関係各班の構成員）、国の専門家（支援・研修センターの関係者を含む。）、緊急モニタリング要員等及び必要とされる資機材
- (4) 避難所を維持、管理するために必要な人員、資機材
- (5) 一般医療機関、初期医療機関、原子力災害拠点病院、高度被ばく医療支援センターへ搬送する一般傷病者、被ばく者等
- (6) 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資
- (7) その他緊急に輸送を必要とするもの

3 緊急輸送体制の確立

- (1) 町は、県、関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施するものとする。
- (2) 町は、人員、車両等の調達に関して、県を通じて自衛隊（陸上自衛隊施設学校）、関東運輸局（茨城運輸支局）、第三管区海上保安本部（茨城海上保安部）及び運輸機関等に支援要請を行うとともに、必要に応じ県や周辺市町村や隣接県に支援を要請するものとする。

- (3) 町は、(2)によっても人員、車両等が不足するときは、オフサイトセンターの原子力災害合同対策協議会等の場を通じて、人員等の確保に関する支援を依頼する。

4 緊急輸送のための交通確保

町は、交通規制に当たる県警察と原子力災害合同対策協議会において相互に密接な連絡をとり緊急輸送のための交通を確保するものとする。

第10節 緊急被ばく医療

1 緊急被ばく医療の体制

原子力災害時に、県が行う放射線被ばく又は放射性物質による汚染を受けた者のほか、事故発生事業所での負傷者及び原子力災害時の混乱等により生じる一般傷病者等の医療体制の確立に協力するものとする。

2 医療措置

町は、県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等緊急被ばく医療について協力するものとする。

3 安定ヨウ素剤の取扱い

町長は、住民に対し安定ヨウ素剤の服用等について、緊急医療センター長を介して指示を受けた場合、安定ヨウ素剤の服用若しくは中止及び回収を指示するものとする。

第11節 飲食物等に関する措置

1 暫定飲食物摂取制限

町長は、国及び県の指示又は独自の判断により、OILの値を超える地域を特定し、一時移転の措置を講じた場合は、併せて当該地域の生産物の摂取制限を実施するものとする。

2 飲食物等の摂取制限

町長は、原子力災害対策指針に基づいたOILの値や食品衛生法上の基準値を踏まえた国及び県の指導・助言及び指示に基づき、速やかに次の措置を講ずるものとする。

- (1) 町長は、知事の指示に基づき、当該区域内住民の汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止等の措置を講ずるものとする。
- (2) 町長は、知事の指示に基づき、当該区域内の住民、農畜水産物等の集荷機関、市場等に食料等の摂取及び採取の禁止、出荷制限等必要な措置を講ずるものとする。
- (3) 町長は、知事から飲料水あるいは食料等の摂取制限等の措置の指示を受けたとき、県及び防災関係機関と協力して必要な飲料水、食料等の確保・供給に努めるものとする。

飲食物等の摂取制限に関する指標

基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{注1)}			防護措置の概要
		核種	飲料水 牛乳・ 乳製品	野菜類、穀類、 肉、卵、魚、 その他	
OIL6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg ^{注2)}	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施
		放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
		ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	
		プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	

注1) 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。

注2) 根菜、芋類を除く野菜類が対象

第12節 防災業務関係者の防護対策

1 防災業務関係者の安全確保

町は、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、国の原子力災害対策本部（又は現地災害対策本部）及び現場指揮者との連携を密にし、適切な被ばく管理を行うとともに、災害特有の異常な心理下での活動において冷静な判断と行動がとれるよう配慮する。また、二次災害発生の防止に万全を期するため、被ばくする可能性のある環境下で作業する場合における防災業務従事者相互の安全チェック体制を整えるなど、安全管理に配慮するものとする。

2 防護対策

- (1) 町は、県からの指示に基づき必要に応じ防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着、安定ヨウ素剤の配備等、必要な措置をとるよう指示するものとする。
- (2) 防護資機材に不足が生じた場合、又は生じるおそれがある場合には、町は、業者より調達を行うほか、原子力事業者、県及び国（原子力緊急事態宣言発出後は原子力災害現地対策本部）に調達の要請を行うものとする。

3 防災業務関係者の放射線防護

町は、応急対策を行う職員の安全確保のため、オフサイトセンター等において、県、国、所在・関係周辺市町村、原子力事業者及び支援・研修センター等と相互に密接な情報交換を行うものとする。

第13節 行政機関の退避

1 町は、庁舎の所在地が避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれる場合、あらかじめ定めた退避先へ退避するとともに、その旨を住民等へ周知する。

なお、行政機関においては住民等の避難、学校等においては生徒等の避難を優先した上で退避を実施する。

2 町は、あらかじめ定めた業務継続計画に基づき、災害応急対策をはじめとして、退避後も継続する必要がある業務については、退避先において継続して実施する。

第4章 原子力災害中長期対策

第4章 原子力災害中長期対策

第1節 放射性物質の除去等

- 1 事故発生事業所の長は、事故収束後も汚染拡大防止に努めるとともに、放射性物質の除去・除染及び放射線の遮蔽（しゃへい）を行う。
- 2 町は、県との協力を得て、国、関係周辺市町村及び防災関係機関の長と連携し、環境中の放射性物質の除去・除染を行う。

第2節 各種規制措置の解除

町は、県と連携を図り、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、原子力災害応急対策として実施され立入り入り制限、交通規制、飲食物の出荷制限・摂取制限等各種制限措置の解除を行うものとする。また、解除実施状況を確認する。

第3節 広 報

町は、県と連携して、第2段階緊急時モニタリングの結果、各種規制措置の解除、健康被害、環境被害など災害の状況取りまとめ公表するとともに、わかりやすい形でその内容を幅広く広報する。

なお、事故等の影響により、本町において風評被害が発生するおそれがある場合、広報を積極的に行う。

第4節 被害状況の調査等

1 住民の登録

町は、国、県と連携して、医療措置及び損害賠償の請求等に資するため、原則として避難所に収容した住民について、あらかじめ定める記録票により登録するものとする。

2 被害調査

町は、国、県と連携して、次に掲げる事項に起因して住民が受けた被害を調査するものとする。

- (1) 避難・屋内退避等の措置
- (2) 飲料水、食料等に関する各種規制措置
- (3) 立入禁止措置
- (4) その他必要と認める事項

3 汚染状況図の作成等

町は、国、県と連携して、緊急時モニタリングの結果に基づき、被災地域の汚染状況図を作成するとともに、医療及び損害賠償請求等に必要な資料及び記録を整備する。

4 被災者の生活の支援

町は、被災者の自立的再建を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、国、県と連携し、必要に応じ、義援金品の募集・配分、租税の減免に努めるとともに、資金の融資・貸付、損害賠償が円滑に行われるよう次のような窓口を設置する。

(1) 住民相談総合窓口の設置

住民からの健康上の相談、放射能の影響、損害賠償関係、農作物の汚染など、各種相談に対応するために、総合窓口を設置する。

(2) 被災中小企業者、農林水産業者への支援

被災中小企業者、農林水産業者に対する援助、助成措置について広く広報するとともに、相談窓口を設置する。

(3) 損害賠償関係

被害賠償が迅速、的確に行われるよう対策窓口を設置する。

第5節 住民等の健康影響調査等の実施

1 健康影響調査・健康相談

- (1) 町は、国及び県と連携して、防護対策を講じた地域住民等に対して、支援・研修センター等の専門家の助言を得ながら、必要に応じ、健康影響調査（健康診断等）及び心のケアを含む健康相談を実施する。
- (2) 健康影響調査は、必要に応じ、茨城県医師会、茨城県放射線技師会、茨城県看護協会、茨城県薬剤師会及び茨城県臨床検査技師会等の協力を得て実施する。

第6節 事故発生事業所の原子力防災要員の派遣等

事故発生事業者は、復旧段階において、県、所在・関係周辺市町村へ原子力防災要員等を速やかに派遣する。

町は、派遣された原子力防災要員等とともに、施設敷地緊急事態等の経過の連絡、応急措置の報告等に関する説明を行う。

原子力事業者は、県及び所在・関係周辺市町村が実施する住民の健康診断、健康相談等の原子力災害事後対策の立案への参加や広報（住民相談窓口を含む。）への協力をする。

また、事故発生事業者は、被災者の損害賠償請求等のため相談窓口を設置する等、必要な体制を整備する。

第7節 物価の監視

町は、国、県及び関係機関と連携し、生活必需品の物価の監視を行うとともに、速やかにその結果を公表するものとする。